

カメムシ撃退サポート事業補助金交付要綱

令和8年4月1日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、斑点米カメムシの薬剤散布による防除活動（以下「防除」という。）に取り組む水稻生産者に対し経費の一部を支援する目的で、予算の範囲内においてカメムシ撃退サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所若しくは事業所を有し、水稻の生産及び販売を行う生産者個人又は団体（以下「水稻生産者」という。）であって、事業を実施した年度において、白河市農業再生協議会に水稻生産実施計画書兼営農計画書を提出している者とする。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、同一の圃場において防除を複数回実施した場合は、そのうち1回のみを対象とする。

- (1) ドローン、ラジコン式ヘリコプター等を活用した防除であること。
- (2) 自ら又は委託により防除を実施していること。
- (3) 福島県病虫害防除所から注意報又は警報が発出された後に実施する防除であること。
- (4) 田植え時の防除ではないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、防除を行った面積10aあたり200円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、カメムシ撃退サポート事業補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者自身で交付対象事業を行った場合 次に掲げる書類
 - ア 実施した農地（面積）が分かる資料
 - イ ドローン等による農薬散布に必要な許可証等の写し
 - ウ 散布に使用したドローン等の写真
 - エ 散布した農薬を購入したことが分かる資料
 - オ 申請者名義の通帳の写し
- (2) 委託により交付対象事業を行い、当該委託を受けた者が申請を行う場合 次に

掲げる書類

ア 交付対象者の氏名、住所及び防除を実施した農地（面積）の一覧

イ 散布に使用したドローン等の写真

ウ 散布した農薬が分かる資料

エ 補助金の振込先が分かる資料（防除を委託された団体の口座情報）

(3) 委託により交付対象事業を行い、当該委託をした者が申請を行う場合 次に掲げる書類

ア 実施した農地（面積）が分かる資料

イ 委託先へ散布料を支払ったことが分かる資料

ウ 申請者名義の通帳の写し

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の決定及び額を確定し、当該申請者に対し、カメムシ撃退サポート事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかにカメムシ撃退サポート事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、事業を実施した年度において、同一の水稻生産者に対し1回限りとする。

（実績報告書の省略）

第9条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、省略するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があった場合

(2) 提出書類の虚偽の記載等、不正な行為があった場合

(3) その他この要綱に違反する行為があった場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

カメムシ撃退サポート事業補助金交付申請書及び実績報告書

年 月 日

白河市長

申請者 住所

氏名

電話

カメムシ撃退サポート事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記により交付申請し、併せてその実績を報告します。

記

1 交付申請額及び防除実施面積 ※面積は a 表記(小数点以下切捨て) ※防除実施面積(a)×200 円/10a	申請額 () 円 防除実施面積() a
2 防除を実施した方法	☐ 申請者自身が実施 ☐ 委託により実施
3 添付書類 【申請者自身が実施した場合】 ☐ 実施した農地（面積）が分かる資料 ☐ ドローン等による農薬散布に必要な許可証等の写し ☐ 散布に使用したドローン等の写真 ☐ 散布した農薬を購入したことが分かる資料（例：領収書の写し） ☐ 申請者名義の通帳の写し 【委託により実施した場合】 ①委託先から一括申請する場合 ☐ 事業の対象となる水稻生産者の氏名・住所・防除を実施した農地（面積）一覧 ☐ 散布に使用したドローン等の写真 ☐ 散布した農薬が分かる資料 ☐ 補助金の振込先が分かる資料（防除を委託された団体の口座情報） ②個人で申請する場合 ☐ 実施した農地（面積）が分かる資料 ☐ 委託先へ散布料を支払ったことが分かる資料（例：領収書） ☐ 申請者名義の通帳の写し	

第2号様式（第6条関係）

カメムシ撃退サポート事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

年 第 号
月 日

様

白河市長 印

年 月 日で申請及び実績報告のあったカメムシ撃退サポート事業補助金について、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので、カメムシ撃退サポート事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 _____ 円
- 2 補助金の額の確定額 _____ 円

第3号様式（第7条関係）

カメムシ撃退サポート事業補助金交付請求書

年 月 日

白河市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知のあったカメムシ撃退サポート事業補助金について、カメムシ撃退サポート事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 _____円